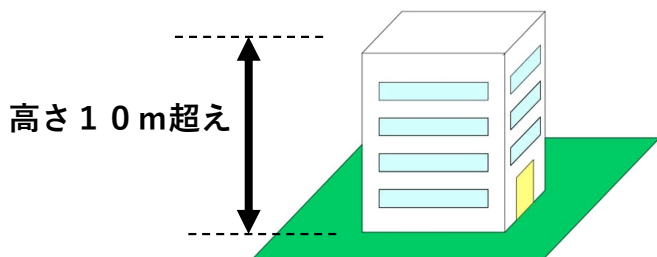


中高層の建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物等を建築する際に配慮すべき事項や、建築計画の事前周知等を行うことを建築主に義務付けるなど、早い段階から建築主と近隣関係住民とが話し合う機会を設けて、紛争の未然防止を図り、また紛争が生じた場合に早期解決に向けた調整を行うことで、良好な近隣関係を保持し、安全で快適な住環境の保全と形成に役立てることを目的としています。

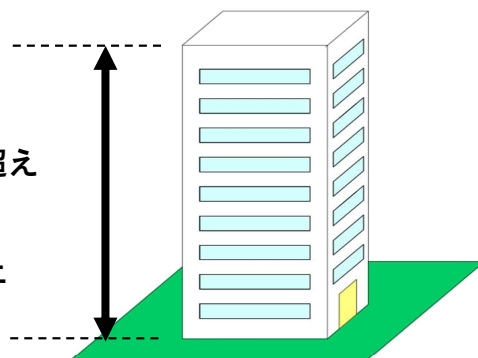
対象となる建築物

中高層建築物



特定中高層建築物

高さ20m超え
又は
地上6階以上

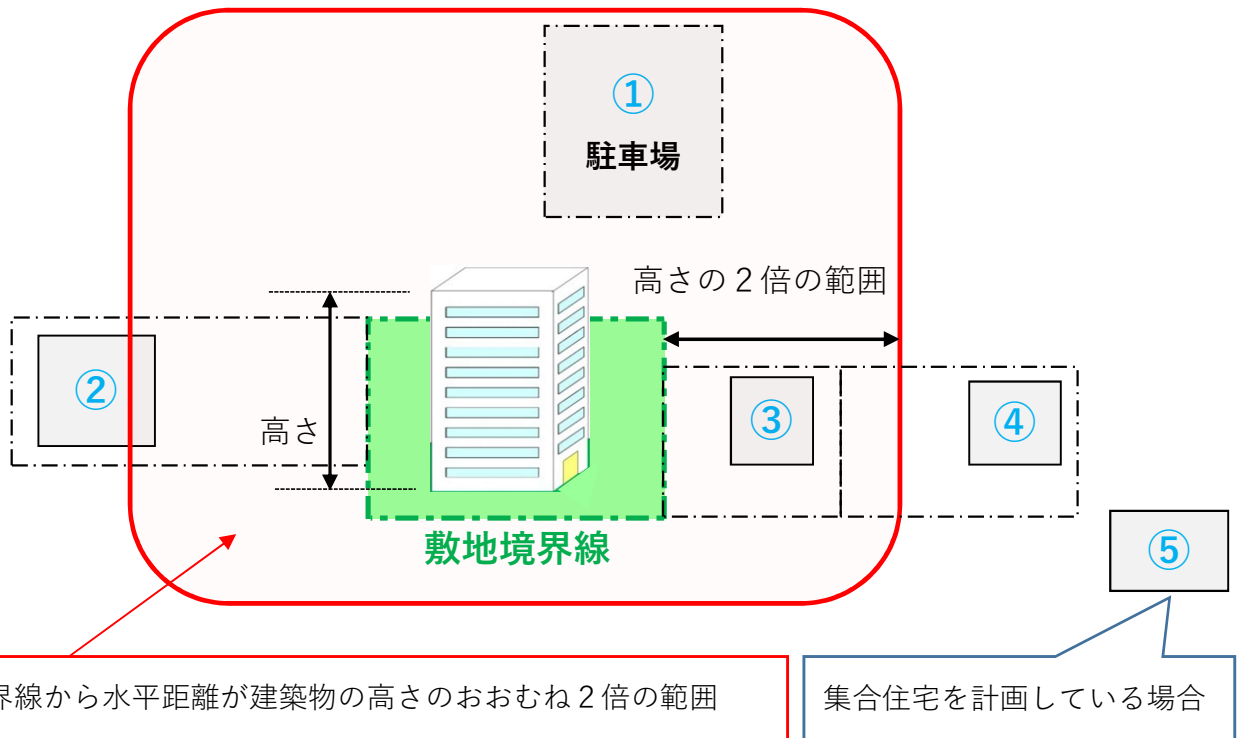


中高層建築物の中でも一定以上の高さとなるものについて、手続きに要する期間を長くしています。

建築主の配慮等

中高層建築物	特定中高層建築物	<ul style="list-style-type: none">用途・規模・地域の特性に応じ、日照その他住環境への配慮テレビ電波受信障害の影響の事前調査及び障害が生じた場合の必要な措置工事中の騒音・振動・じんあいの飛散等による周辺の住環境への影響の軽減工事車両の通行等による周辺の交通への支障に対する必要な措置
	集合住宅	<ul style="list-style-type: none">自動車及び自転車等の想定利用台数に対応した駐車施設の確保訪問する者の利用のため、自動車1台以上駐車できる駐車施設を敷地内に確保荷物の積み降ろしのため、貨物自動車1台以上駐車できる駐車施設を敷地内に確保常時使用する屋外階段、開放廊下、冷暖房機械設備等について適切な防音措置目隠しの設置等、隣接する建物居住者のプライバシー保護集合住宅の規模・地域の特性に応じ、電波障害、日照その他住環境への配慮

事前に説明を行わなければならない近隣関係住民の範囲



事前説明対象者	①	②	③	④	⑤	凡例
居住者	-	○	○	-	-	○：事前説明が必要
土地の所有者	○	○	○	○	-	
土地の管理者	○	○	○	○	-	
建物の所有者	-	○	○	-	-	
建物の管理者	-	○	○	-	-	
町内会の代表者	-	-	-	-	○	

上記以外でも、必要に応じて説明を行わなければならない範囲

- 敷地境界線からの水平距離が、建築物の高さのおおむね2倍に相当する距離の範囲内にある土地または建築物を所有する方、管理する方から説明を求められた場合
- テレビ電波受信障害が生ずる方（または生ずるおそれのある方）から説明を求められた場合
- 近隣関係住民から説明会の開催を求められたときは、これに応じなければならない

お問い合わせ先・届出先

名取市建設部 都市計画課 建築係

TEL：022-724-7123

FAX：022-384-2394

mail：toshikei@city.natori.miyagi.jp

建築確認申請書提出までの手続き

